

調査報告書

令和5年（2023年）10月20日

熊本県立湧心館高等学校
校長 水野 保彦 殿

学校いじめ調査委員会

委員長	木村 真也
委員	疋田 忠寛
委員	西岡 克啓
委員	坂本 眞奈美

いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号並びに熊本県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び重大事態への対処に関する規則第5条及び第6条に基づき、貴校を調査主体とする「学校いじめ調査委員会」において調査をした結果について報告いたします。

報告書の内容をご確認いただき、当該事案への適切な対応及び今後の改善等についてご検討ください。

目次

第1	概要	3
第2	調査委員会設置までの経緯	3
1	主な経過	3
2	調査委員会設置までの経緯	4
第3	調査委員会の構成、委員会・調査の経過の概要	4
1	調査委員会の構成	4
2	委員会・調査等の経過の概要	5
(1)	委員会の経過	5
(2)	聴き取り調査の経過	6
3	調査の概要	6
(1)	被害生徒本人、保護者からの聴き取り調査	6
(2)	生徒、関係すると考えられる教諭からの聴き取り	6
(3)	関係資料の収集	7
(4)	留意点	7
第4	本件におけるいじめ	7
1	調査委員会がいじめと認定した事実	7
(1)	事柄①	7
(2)	事柄②	9
(3)	事柄③	9
(4)	事柄④	10
(5)	事柄⑤	11
(6)	事柄⑥	12
(7)	事柄⑦	13
2	不登校重大事態	13
第5	本校の対応の問題点	14
1	2020年9月～10月頃の本校の対応と問題点	14
(1)	本校の対応	14
(2)	問題点	14
2	2020年11月～2021年2月頃の本校の対応と問題点	15
(1)	本校の対応	15
(2)	問題点	15
3	本校が行った調査・対応と問題点	16
(1)	内容	16
(2)	問題点	16
4	保護者への報告と問題点	17
(1)	内容	17
(2)	問題点	17
第6	結論（提言）	18
1	初期対応の重要性を再確認すること	18
2	「いじめ防止基本方針」の内容を再確認すること	18
3	まずは情報共有を徹底すべきであること	19
4	情報共有の徹底のもとに、本校の体制を再度検討すべきであること	19
5	調査の重要性を認識し、具体的な手順等を定めて確認しておくこと	20
6	より柔軟な組織の設置、活用等について検討すること	20

第1 概要

本件は、令和2年（2020年）4月に熊本県立高校（以下「本校」という。）に入学した生徒（以下「被害生徒」という。）がいじめを受け、欠席、転校を余儀なくされた事案である。

熊本県教育委員会は、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号並びに熊本県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び重大事態への対処に関する規則第5条及び第6条に基づき、本校を調査主体として「学校いじめ調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設置した。

第2 調査委員会設置までの経緯

1 主な経過

- ・被害生徒は、2020年4月、本校に入学した。
- ・被害生徒は、2020年5月頃から、後述のとおり事柄①～事柄⑦についての出来事があり、2021年3月末をもって転校した。
- ・2020年7月、当時の学年主任（以下、登場人物については、特に断りない限り2020年4月から2021年3月までの在籍・役職等をさす。）が被害生徒と生徒aが2人であることが多いことに気づき、担任に確認した。もっとも、これは、学年主任が、生徒aに友人ができたことをうれしく思ったという趣旨での発言であるということであった。
- ・2020年8月6日、第1回いじめ防止対策会議が開催された。
- ・2020年9月、担任は、被害生徒宅への家庭訪問のかわりとして、学校において、被害生徒の母と被害生徒本人との三者面談を実施した。このとき、被害生徒の母から、被害生徒及び生徒aがクラスから孤立している、注意して見ておいてほしい旨の発言があった。
- ・2020年9月29日、養護教諭は、保健室にて、被害生徒及び生徒aと話をした際、「教室に入りたくない」という話を聞いた。そこで、養護教諭は、担任及び学年主任に報告をした。報告を受けた学年主任は、自身が担当する授業内で、被害生徒が在籍するクラス全体に向けて注意を行った。
- ・2020年10月7日、第17回一年学年会にて、被害生徒の名前が挙がり、クラスの女子とうまくいっていない、保健室を利用することがある、という内容が確認された。
- ・2020年11月17日、学年主任は、被害生徒が在籍するクラス全体に向けて注意を再度行った。
- ・2020年12月3日、心のアンケートが実施された。
- ・2020年12月4日、担任が、LHRの人権教育「仲間づくり」の時間において、クラス全体に向けて注意を行った。
- ・2020年12月9日、心のアンケートを踏まえて、担任が被害生徒から聴き取りを行った。
- ・2020年12月25日、第2回いじめ防止対策会議が開催され、被害生徒の状況を含む、会議で確認されたものを「いじめに該当する」と結

論付けた。

- ・ 2021年1月8日、担任が席替えをした。
- ・ 2021年2月5日、被害生徒は後期期末考査の別室受験の希望を申し出た。
- ・ 2021年2月18日、被害生徒がスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）と面談した。
- ・ 2021年2月18日、担任が被害生徒保護者と面談を実施した。
- ・ 2021年2月19日、被害生徒、保護者、学年主任、担任等で面談を実施した。
- ・ 2021年2月21日、被害生徒が作文を書いた。
- ・ 2021年2月22日、被害生徒が作文を提出した。教頭、学年主任、担任、定時制教諭で話し合いがなされた。
- ・ 2021年2月25日、第1回聴き取り調査が実施された。
- ・ 2021年3月2日、第2回聴き取り調査が実施された。
- ・ 2021年3月4日、第3回いじめ防止対策会議が開催された。
- ・ 2021年3月4日、被害生徒はうつ状態と診断された。
- ・ 2021年3月4日、被害生徒の保護者、被害生徒の小学校のときの担任、副校長、教頭で話し合いがなされた。途中から担任も出席した。
- ・ 2021年3月8日、第3回聴き取り調査が実施された。
- ・ 2021年3月8～9日、アンケート調査が実施された。
- ・ 2021年3月12日、第4回聴き取り調査が実施された。
- ・ 2021年3月15日、第4回いじめ防止対策会議が開催された。
- ・ 2021年3月17日、第5回いじめ防止対策会議が開催された。
- ・ 2021年3月19日、第5回聴き取り調査が実施された。
- ・ 2021年3月19日、本校は同日付で「いじめ調査報告書」をまとめ、いじめ調査報告会が開催された。
- ・ 2021年3月25日、一部の生徒保護者への説明会が開催された。
- ・ 2021年3月31日、被害生徒はうつ病と診断された。
- ・ 2021年4月6日、校長は県教育委員会へ重大事態の発生報告を行った。
- ・ 2021年4月13日、緊急保護者会が開催された。

2 調査委員会設置までの経緯

- ・ 2021年3月19日、いじめ調査報告会において、学校いじめ調査委員会についての提案があった。
- ・ 2021年4月6日、校長が教育委員会へ報告した。
- ・ その後、本校に学校いじめ調査委員会の設置が決定され、調査委員会の委員が選任された。

第3 調査委員会の構成、委員会・調査の経過の概要

1 調査委員会の構成

木村 真也 (熊本県弁護士会 弁護士) 【委員長】
 疋田 忠寛 (熊本県臨床心理士・公認心理師協会 臨床心理士・公認心理師)
 西岡 克啓 (熊本県精神保健福祉士協会 精神保健福祉士)
 坂本 眞奈美 (熊本県スクールソーシャルワーカー 社会福祉士)

2 委員会・調査等の経過の概要

(1) 委員会の経過

	日程	時間
第1回	令和3年7月9日(金)	10:00～
第2回	令和3年8月6日(金)	10:00～
第3回	令和3年9月7日(火)	10:00～
第4回	令和3年11月15日(月)	10:00～
第5回	令和4年1月20日(木)	10:00～
第6回	令和4年4月5日(火)	15:00～
第7回	令和4年5月27日(金)	10:00～
第8回	令和4年6月30日(木)	10:00～
第9回	令和4年7月7日(木)	10:00～
第10回	令和4年7月25日(月)	10:00～
第11回	令和4年8月1日(月)	13:55～
第12回	令和4年8月18日(木)	10:00～
第13回	令和4年8月26日(金)	10:00～
第14回	令和4年10月6日(木)	10:00～
第15回	令和4年11月8日(火)	15:00～
第16回	令和4年11月24日(木)	10:00～
第17回	令和4年12月8日(木)	10:00～
第18回	令和4年12月12日(月)	10:00～
第19回	令和4年12月23日(金)	10:00～
第20回	令和5年3月17日(金)	15:00～
第21回	令和5年3月27日(月)	10:00～
第22回	令和5年4月11日(火)	14:30～
第23回	令和5年4月17日(月)	15:00～
第24回	令和5年4月28日(金)	14:30～
第25回	令和5年5月15日(月)	16:00～
第26回	令和5年5月26日(金)	16:00～
第27回	令和5年7月11日(火)	15:00～
第28回	令和5年7月24日(月)	10:00～
第29回	令和5年8月4日(金)	13:30～
第30回	令和5年8月17日(木)	16:00～
第31回	令和5年8月21日(月)	10:00～

※委員会については、第29回を除き委員4名がすべて出席した(第2

9回のみ委員3名で実施)

(2) 聴き取り調査の経過

	日程	時間
第1回	令和3年8月23日(月)	13:00～
第2回	令和3年8月31日(火)	12:50～
第3回	令和3年10月11日(月)	15:30～
第4回	令和3年10月18日(月)	15:30～
第5回	令和3年10月26日(火)	15:30～
第6回	令和3年11月2日(火)	15:15～
第7回	令和3年11月25日(木)	10:00～
第8回	令和3年11月30日(火)	13:00～
第9回	令和3年12月7日(火)	10:00～
第10回	令和3年12月7日(火)	13:20～
第11回	令和3年12月14日(火)	16:30～
第12回	令和3年12月21日(火)	13:30～
第13回	令和3年12月24日(金)	17:00～
第14回	令和4年3月1日(火)	13:40～
第15回	令和4年3月1日(火)	17:00～
第16回	令和4年3月14日(月)	9:50～
第17回	令和4年4月15日(金)	13:00～
第18回	令和4年4月22日(金)	14:30～
第19回	令和4年4月22日(金)	15:30～
第20回	令和4年4月28日(木)	10:00～
第21回	令和4年4月28日(木)	11:00～
第22回	令和4年8月26日(金)	10:55～

※聴き取り調査については、委員4名がすべて出席した

3 調査の概要

(1) 被害生徒本人、保護者からの聴き取り調査

- ・被害生徒本人及び保護者から聴き取り調査を行った。また、被害生徒及び保護者が保有する資料等の提供を受けた。

(2) 生徒、関係すると考えられる教諭からの聴き取り

- ・生徒については、被害生徒が当時在籍したクラスメイトに協力を求めたところ、転校等により実施できなかった生徒を除いたクラスメイトから聴き取り調査を行った。(人数20名)
- ・教諭については、被害生徒が訴えた内容をもとに、関係があると考えられる当時の担任、副担任、学年主任、体育教諭のみならず、本校が調査した当時に関与した教諭、養護教諭、SSW、教頭、副校長からも聴き取り調査を行い、当時対応した教育委員会の職員からも聴き取り調査を行った。(調査時に転勤等により本校に勤務していない者も含む。また、同一人物から複数回聴き取りを実施したものもある。人数13名)

(3) 関係資料の収集

- ・本校が収集、保管している資料の提供を受けた。
- ・また、本件については、学年主任が比較的詳細な資料を保管していたことから、学年主任から資料の提供を受けた。

(4) 留意点

- ・調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校が事実に向き合うことで、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図ることを目的とするものである。
- ・調査委員会が行う調査には法的な強制力を伴う権限はなく、任意の協力が得られる範囲での調査に留まるものである。そのため、調査には限界があり、本調査報告書の内容は、この調査を前提とするものであることに留意していただきたい。

第4 本件におけるいじめ

1 調査委員会がいじめと認定した事実

調査委員会としては、本校が整理した事柄①～⑦について検討する必要があると判断した。各事柄について、調査委員会の判断は以下のとおりである。

なお、事柄⑤及び事柄⑥は、それ自体ではいじめと認定することはできなかったものの、本件におけるいじめの背景的な事情を理解する上で重要なものであると考えた。

(1) 事柄①

事柄①について、本校は、被害生徒について、(i) 5月に関係生徒からの声掛けがなくなって仲間外れにされた、(ii) 7月頃のある日、別の関係生徒から急にお昼のお弁当に誘われなくなって再度仲間外れにされた、と整理している。

本校は、(i) と (ii) を明確には分けることなく、(i) の点につき「いじめ調査報告書」では明示的に検討していないが、以下ではこれらを2点に分けて検討する。

(i) 5月に関係生徒からの声掛けがなくなって仲間外れにされたことについて

ア いじめ認定：認定は困難である

イ 認定事実

- ・被害生徒によれば、高校に入学した2020年の5月始め頃から、被害生徒は、生徒b、生徒c、生徒dと4人で弁当を食べたりしていた。それから約2週間後のある日、急にお昼のお弁当の際に声掛けがなくなり、理由も分からないまま一人となったと受け止めている。
- ・他方で、関係生徒によれば、お昼の弁当は4人で横一列になって食べたりしていたが、メンバーが固定化しているわけではなく、昼食の際、被害生徒はその前後の生徒とも話しをしながら昼食をとっていたということであった。また、別の関係生徒によれば、お弁当は何となく集

まったメンバーで食べていて、途中から被害生徒が何となくいなくなったということであった。そして、両名とも、被害生徒が別グループに移っていったとの認識であり、必ずしも声掛けを「しなかった」という認識ではないということである。また、声掛けが常にあったわけでもないということである。

ウ 評価

- ・被害生徒と関係生徒の話で争いが無い点は、「ある時点から声掛けがなくなったこと」である。
 - ・そうすると、「ある時点以降、生徒 b、生徒 c、生徒 d からの声掛けをしなかった」可能性は高いものの、これらの生徒の当時の認識は、被害生徒が別のグループに移ったということにあることから、生徒 b、生徒 c、生徒 d が「意図的に」声かけしなかった、とまでは評価できない。
- (ii) 7月頃のある日、別の関係生徒から急にお昼のお弁当に誘われなくなって再度仲間外れにされたことについて

ア いじめ認定：認定できる

イ 認定事実

- ・被害生徒によれば、2020年5月終わり頃、生徒 e、生徒 f と話すようになり、プライベートでも遊ぶようになった。生徒 a、生徒 g、生徒 h、生徒 i、生徒 j と計8人グループ（以下「本グループ」という。）となり、8人でお昼の弁当を食べていた。
 - ところが、7月のある日、本グループのメンバーに何気ない話をしてもらえてくれないようになり、その2日後くらいの昼休みから、弁当に誘われなくなった。被害生徒と生徒 a 以外の本グループメンバー（以下「本メンバー」という。）が教室にはおらず、本メンバーは被害生徒及び生徒 a に声をかけずに教室から出ていき、教室から戻ってきた際にも、本メンバーは被害生徒及び生徒 a を見るだけで、話しかけなかった。
 - ・このとき、被害生徒と一緒にいた生徒 a によれば、弁当の時間に二人残され、嫌だと思ったと述べている。
 - ・また、関係生徒によれば、被害生徒が本グループ内のあるメンバーのことを嫌いと言っていた等の理由が背景にあり、被害生徒がその場にいなかったが、弁当に誘わなくてもまあいいかという雰囲気になった、とか、後からメンバーに入ってきた被害生徒が自分のことを嫌いと思っているので、一緒に食べてもおいしくないから食べる場所を変えた等ということであった。
- この本メンバーの認識として、被害生徒に対し、弁当に誘わないようにしようと考えた点で一致している。

ウ 評価

- ・被害生徒、生徒 a、本メンバーの全員が、「意図的に声掛けしなかったこと」につき、関係当事者全員の認識が一致している。
- ・声掛けしなくなった背景には、被害生徒が本グループ内のあるメンバ

- 一のことを嫌いと言っていたことが大きな要因と考えられる。
- ・被害生徒と一緒にいた生徒 a も、嫌だと感じたと言っている。
- ・そうすると、本メンバーが、被害生徒に対し、意図的に弁当に誘わなくなったことによって、被害生徒が心身の苦痛を感じたと考えられる。
- ・なお、この「意図的に声掛けしなかったこと」が、後々に影響を与えているものと調査委員会ではとらえている。

(2) 事柄②

事柄②について、本校は、被害生徒について、2020年10月頃、体育のバドミントンの授業中、コートを手面とも使はず、ネットとネットの間や端の方で練習した、と整理している。

ア いじめ認定：認定は困難である

イ 認定事実

- ・被害生徒によれば、2020年10月頃、体育のバドミントンの授業で、ネットが張ってあるコートを手面とも使わせてもらえなかったと受け止めている。また、コートを手してほしいと自身から声をかけたことはなかった。
- ・このとき、被害生徒と一緒にいた生徒 a によれば、最初はコートを使っていたが、だんだん外に行き、他の生徒から場所を代わろうと言われず、生徒 a も被害生徒からも言わなかったと言っている。
- ・他方で、関係生徒によれば、声をかけたが、いいよと言われたという。また、別の関係生徒は、被害生徒と生徒 a のバドミントンペアは、ネットを張るとコートに入っていた、さらに別の関係生徒が声をかけているところを見たという。
- ・さらに、担当の体育教諭によれば、声をかけたという。
- ・もっとも、体育教諭は、被害生徒と生徒 a の様子について、女子の集団に入りづら、孤立している状態であったと認識しており、この状態を解消する必要があったと感じていたということである。

ウ 評価

- ・被害生徒がコートを使用することを意図的に妨害した生徒の存在は確認できず、むしろ声をかけた生徒がおり、その様子を見ていた生徒もいたことから、コートを使わせなかったという事実は確認できなかった。
- ・しかしながら、被害生徒と生徒 a が女子から孤立し、一緒にやっていない様子を体育教諭も認識しており、この状態の解消が必要であったことを感じている。そうすると、体育の授業中にグループが固まっている状態を容認するのではなく、より踏み込んだ対応をして、このような状態の解消を行うべきであった。

(3) 事柄③

事柄③について、本校は、被害生徒について、文化祭の話合いのときに声さえかけてもらえなかった、と整理している。

ア いじめ認定：認定は困難である

イ 認定事実

- ・被害生徒によれば、2020年10月頃、文化祭の話合いのとき、被害生徒と生徒aには声さえかけてもらえず、「私たちは空気となった」と受け止めている。
- ・このとき、被害生徒と一緒にいた生徒aによれば、本を読んでいた、先生が声をかけた、多数決で決定のときは、私と被害生徒は手を挙げた、「これでいい？」という言葉は覚えていない、と述べている。
- ・この文化祭の話合いの様子について、関係生徒、当時の担任、副担任の話によれば、
 - ・話合いの進行は文化委員が中心として行っており、担任、副担任は同席していたが、生徒の進行に任せていた
 - ・概ねクラスの男子は、教室の両側にいて、話合いに積極的ではなかった
 - ・概ねクラスの女子が、教室前方に集まるような形となり、話合いが進んだ
 - ・被害生徒と生徒aは、教室の真ん中あたりに座っていて、本を読んでいた、という目撃供述がある
 - ・多数決では、手を挙げていた
 ということであった。
- ・文化祭の出し物が決定した後は概ね女子がグループ毎に買い出しに行ったようであり、準備の際には男子も協力している様子であった。
- ・当日は、生徒ごとに店番のシフトが組まれていた。

ウ 評価

- ・被害生徒に対して声がかけれなかったとか、多数決の際に被害生徒を排除したといったことは確認ができず、具体的ないじめ行為は確認できなかった。
- ・もっとも、このときの話合いについては、事柄①や、その後の被害生徒の経過、背景を踏まえて検討、判断する必要がある。被害生徒本人が話合いや準備に入りづらいついて感じていた点について本校は軽視すべきでない。

(4) 事柄④

事柄④について、本校は、被害生徒について、2020年11月頃、体育のバドミントンの授業中、試合中に得点したが得点版に点数を入れてもらえなかった、と整理している。

ア いじめ認定：認定できる

イ 認定事実

- ・被害生徒によれば、体育の授業で、バドミントンのダブルスの試合で、得点したが、得点板に得点を入れてくれず、点数を入れるように求めた際は、そのときのみ応じ、また点を入れてくれなくなったという。また、被害生徒によれば、このときは、先生に訴えている。
- ・被害生徒とダブルスを組んでいた生徒aによれば、被害生徒が得点を入れてと審判役の生徒に言ったところ、1回目は無視され、2回目で入れてくれた、2回繰り返された、わざとかなあと思った、他の授業

も含めて2回あった、と述べている。

- ・他方で、バドミントンの得点つけの際には、得点板とともにスコアシートをつけていたところ、被害生徒・生徒 a ダブルスペアと対戦した関係生徒ペアのうち、関係生徒によれば、得点板とスコアシートの点数が合わなくなるから、得点板の点数は間違いないはずであると述べている。
- ・また、別の関係生徒は、話をしているよく見ていなかった、被害生徒から得点を入れてと言われたことはないと言われ、さらに別の関係生徒は、得点を入れてと言われたことはなかったと述べている。

ウ 評価

- ・被害生徒及び生徒 a の供述と、他の生徒との供述は、正面から相反するものである。
- ・ここで注目すべきは、生徒 a の供述である。生徒 a は、得点を入れてくれなかった様子を目撃し、具体的にその回数を2回と供述している。少なくとも、この点では被害生徒の話と一致しており、得点を入れてくれず無視されたことは認定できる。
- ・次に注目すべきは、このときのことについて、被害生徒は本校側に訴えている点である。これは、ここに至るまでの被害生徒の様子とあわせてみれば、バドミントンの得点を入れてもらえなかったことを訴えているのみならず、クラスにおける自身の状況についての抜本的な対応を求めたものと評価すべきである。
- ・現に、その後、12月3日に実施されたところのアンケート、及びこのアンケートを踏まえた聴き取りの際にも、被害生徒は、このときの得点のことを訴えている。このような、本校側に明確な対応を求めている点は、これまでの被害生徒の行動と明確に異なるものである。
- ・そうすると、得点を入れてと言われたことがなかったという生徒がいたとしても、これによって、被害生徒と生徒 a が無視されたとの認定が覆ることにはならない。

(5) 事柄⑤

事柄⑤について、本校は、被害生徒について、「たらし」、「男好き」と見られたり、言われたりした、と整理している。

ア いじめ認定：認定は困難である（ただし、いじめの背景的な事情として評価するものである）

イ 認定事実

- ・被害生徒によれば、周囲の男子と話すとき「たらし」とか「男好き」という風に見られ、言われたことがあるという。また、被害生徒の母によれば、被害生徒は生徒とすれ違う際にこのような言葉を言われたことがあったということを被害生徒から聞いたということである。
- ・関係生徒 A（以下「A」という。）によれば、主にある生徒がこのようなことを言っていた旨話している。他方で、当該生徒 B（以下「B」という。）は、このようなことは言ったことがないと話しており、否定している。

- ・生徒 a によれば、被害生徒からこのような内容のことを聞いたと話しているものの、発言者、発言日時、発言内容等の具体的な内容については確認できなかった。

ウ 評価

- ・被害生徒や被害生徒の母の供述からすれば、このようなことを言われたこと自体が否定されるものではない。しかしながら、被害生徒や被害生徒の母の供述から、具体的な発言者や内容等につき確定させることは困難である。
- ・また、生徒 a は、被害生徒に対してこのような発言をした生徒を具体的に挙げたことはない。生徒 a の他の供述と比較しても、事柄⑤については具体的な供述はうかがわれない。
- ・A の供述と B の供述を整合的に解釈しようとするれば、B が被害生徒に対して直接は言っていないというだけで、他の生徒には言っている可能性がないわけではないものの、調査の結果、どちらか一方の供述を信用できると結論付けることは困難であった。
- ・調査の内容を踏まえてもなお、発言者、発言内容等を具体的に特定することは困難であり、事柄⑤のみを見ていじめと認定することは困難である。
- ・もっとも、事柄⑤は、当時の被害生徒とクラスメイトとの関係性の一端をうかがうことができる内容であり、他の事柄が生じた背景的な事情という側面となるものである。

(6) 事柄⑥

事柄⑥について、本校は、被害生徒について、ある生徒が、以前に被害生徒の悪口を他の生徒が言っていたのを聞いたことがある、と整理している。

- ア いじめ認定：認定は困難である（ただし、事柄⑤と同じように、いじめの背景的な事情として評価するものである）

イ 認定事実

- ・被害生徒によれば、生徒 j から、以前、本メンバーが自身の悪口を言っていたことを聞いたという。
- ・生徒 j によれば、2020年6月～8月頃に本メンバーが悪口を言っていたことを被害生徒に伝えたり、その後は悪口は減っていったと言ったり、悪口の内容は覚えていないが言ったとして被害生徒に謝ったという。
- ・生徒 a によれば、被害生徒の欠席時、以前のメンバーが悪口を言っていた、生徒 j の話を被害生徒と一緒に聞いたという。
- ・関係生徒によれば、他の生徒が被害生徒の悪口を言っていたと供述している。また、他の関係生徒によれば、生徒 j が言っていたことを別の生徒から聞いたことがあると供述している。

ウ 評価

- ・被害生徒、関係する生徒の供述をみると、悪口を言っていたこと自体は一致している。

- ・もっとも、悪口の具体的な内容等を特定できるかという点はひとまず置くとしても、生徒 j が他の生徒の被害生徒に対する悪口を被害生徒に伝えたことは、生徒 j の被害生徒に対するいじめ行為ではない。また、他の生徒の被害生徒に対する具体的ないじめ行為と確認することも困難である。
- ・もっとも、事柄⑥は、他の事柄が生じた背景としては、当時の被害生徒とクラスメイトとの関係性を把握する上で重要な内容である。

(7) 事柄⑦

事柄⑦について、本校は、被害生徒について、2021年2月、体育のバスケットボールの授業中、横入りをされた、と整理している。

ア いじめ認定：認定できる

イ 認定事実

- ・被害生徒によれば、体育のバスケットボールの授業中、横入りされたという。
- ・生徒 a によれば、トータルで2回横入りされたという。
- ・関係生徒によれば、被害生徒と生徒 a ペアのシュート練習の順番をとばしてしまったかもしれないことがあり、そのときに謝ったことがあったという。
- ・担当の体育教諭によれば、シュート練習の際、とばしてシュートをさせたことがあったという。

ウ 評価

- ・意図的な横入りを行った生徒がいたかどうかは定かではないが、被害生徒としては、意図的な横入りをされたと捉えても不思議ではない状況であったものといえる。また、ペアで練習していた生徒 a が、具体的な場面、回数を話しているものである。
- ・そうすると、「横入り」と評価される状況下であったといえる。
- ・また、担当の体育教諭が事柄⑦について認識していたのであれば、本校は具体的な対応をすべきであったといえる。

2 不登校重大事態

- ・2021年2月18日から22日にかけて、被害生徒が作文を提出したり、保護者が対応を求めている。
- ・本校は、2021年3月19日の保護者への説明でも十分ではなかったという判断から、学校いじめ調査委員会の設置を提案し、2月18日に重大事態が発生したとして教育委員会へ報告している。
- ・そうすると、年間30日の欠席が未だない状況下であっても、2月22日時点では速やかに重大事態が発生したものとみなして、報告、調査をすべきであったと考えられる。
- ・結果的には、2月25日から調査が実施され、3月19日には報告書が保護者へ提出されていることから、調査自体は速やかに実施されたと評価できるが（調査方法等の問題点は後述のとおりである）、重大事態への対処としての意識は希薄であったと考えられる。

第5 本校の対応の問題点

1 2020年9月～10月頃の本校の対応と問題点

(1) 本校の対応

- ・2020年9月、被害生徒、保護者、担任の三者面談の際、保護者から被害生徒の状況について、無視されている、話しかけても返事がない、本人が我慢している、といった話があった。具体的な生徒の名前は挙げられていない。
- ・担任は、9月になってからグループで固まりすぎていると感じていたが、無視されているとはそこまでは感じていなかった。
- ・担任は、翌日、HRでクラス全体に向けて注意をした。
- ・三者面談でのやりとりについては、学年主任への報告はなされていなかった。
- ・9月29日、被害生徒と生徒aは、保健室を訪れ、教室に入りたくないと言護教諭に話した。学年主任も対応した。その際、被害生徒が申告したことはわからないようにしてほしいということであった。
- ・学年主任は、自身の担当科目である簿記の授業で、クラス全体に向けて注意をした。
- ・10月7日の学年会で、初めて被害生徒の名前が挙げられており、クラスの女子とうまくいっていないことや保健室利用についての話が出ていた。
- ・10月、学年主任が被害生徒に大丈夫か尋ねたところ、被害生徒は、気にしないことにした、大丈夫といった反応であった。学年主任は、この反応から安心していた部分があった。

(2) 問題点

2020年9月の三者面談の内容や、被害生徒本人が同月29日に申告しているといった具体的な言動があり、本校側がこれらを認識していたことからすれば、同月頃の段階で、具体的な対応が必要であったと考えられる。確かに、この頃、担任や学年主任がクラス全体に向けて注意を行ってはいるものの、例えば、その前後に被害生徒と話をする等のフォローが必要であったが、このようなフォローが不十分であった。

また、この段階の被害生徒の具体的な内容につき、学年主任、担任、学年関係の教諭間で情報共有がなされ、複数の視点からのフォローがなされていれば、10月に被害生徒が気にしないことにした、大丈夫といった反応であったとしても、その言動の真意に気づくことができた可能性があったといえる。仮に真意に気づくことが困難であったとしても、しばらくの間、経過的に注意深く見守ることで、気づくことができる可能性はあったと思われる。

本校作成の「いじめ調査報告書」には、「学校が、初期の段階から、関係生徒から丁寧に聴き取りを行うとともに、事態の原因をきちんと捉え、必要な指導を行っていけば」とある。調査委員会としては、遅くともこの時期が本校の具体的な対応が求められる「初期の段階」であると

考える。本校としては、遅くともこの時期を「初期の段階」として、より深刻に具体的に捉えられていれば、その後の段階での対応が変わっていたはずである。そして、この対応ができていなかったことによって、その後の深刻な事態へと展開していったと見るべきである。

2 2020年11月～2021年2月頃の本校の対応と問題点

(1) 本校の対応

- ・12月に実施された心のアンケートを踏まえて、同月9日、担任は被害生徒から聴き取りを行った。このとき、被害生徒は、事柄④に関する話をした。
- ・12月25日、第2回いじめ防止対策会議があり、被害生徒が話した内容についていじめと確認された。この会議には、担任、学年主任も出席しており、担任は、補足として被害生徒が無視されているという話もした。学年主任は、心のアンケートについては、会議より前に情報を共有して欲しい旨を伝えていたが、被害生徒のクラス関係については共有されておらず、この会議で内容を初めて知った。
- ・12月25日以降、2021年2月18日に被害生徒とSSWとの面談が実施されるまで、具体的な対応がとられず、被害生徒の保護者への情報提供もなされなかった。SSWへの情報共有もなされていなかった。
- ・学年主任は、2020年12月頃、被害生徒及び生徒aに対し、「2人でサボリに行くんだろ」といったような内容の発言をした。他方、被害生徒は、学年主任から、「2人で一緒に休んだらろう」とも言われたというのに対し、学年主任は、この発言はしていないと言い、双方の供述は相反する内容となっている。この点につき、調査委員会としては、学年主任が上述の「サボリに行くんだろ」といったような発言をしていることや、被害生徒の置かれている当時の深刻な状況からすれば、仮に学年主任の発言にそのような意図がなかったのだとしても、被害生徒が「2人で一緒に休んだらろう」といったような発言をされたと受け止めたとしても何ら不思議なものではないと考える。
- ・2021年2月、被害生徒が後期期末考査の保健室受験を願い出たところ、本校は当初、保健室受験は認められないとし、保健室受験を認めるには診断書の提出が必要と伝える等、その後も保健室受験を認めなかった。最終的には、別室での受験が認められた。
- ・2021年2月22日、被害生徒から作文が提出され、これにより、本校は被害生徒の深刻な状態や訴えにつき具体的に確認した。

(2) 問題点

2020年12月9日の担任の聴き取りにおいて、被害生徒が受けた具体的ないじめ行為を確認しており、同月25日のいじめ防止対策会議でもいじめとして確認されている。そうすると、遅くともいじめ防止対策会議後、速やかに、被害生徒につき、「いじめ防止基本方針」や「い

じめ問題への対応マニュアル」等の定めに従って、いじめの事実確認、情報の収集、記録、共有といった組織的対応をすべきであったが、これがなされなかった。いじめ防止対策会議においても、今後の対応が具体的に確認されているようではなかった。結果として、被害生徒から作文が提出されるまで、学校は被害生徒の深刻な状態を具体的に把握できなかった。本校が、いじめ防止対策会議の後速やかに対応していれば、被害生徒の欠席や転校、精神疾患を発症したとされるような心身への深刻な影響を防ぐことができた可能性は否定できない。

また、学年主任の「2人で一緒に休んだらろう」、「サボりに行くんだろ」といったような発言については、当時の被害生徒の置かれている深刻な状況をしっかりと把握できていれば、このような意識にはならなかったはずであり、このような発言も出なかったのではないかと考えられる。

また、保健室受験については、本校には「定期考査監督の申し合わせ事項」が定められており、「保健室受験」につき「認める場合は具体的な症状のある生徒に限る（個別には、養護教諭が判断する）。」と定められているが、本校においてはそもそもこの定めにも則った対応がなされておらず、被害生徒についても、この時点においては必須とまではいえない診断書の提出を求める等を伝えており、この手順に従った対応がなされていなかった。本校が、定められている内容にも則って対応していれば、被害生徒の本校に対する不信がさらに増大することにはならなかったものと考えられる。

3 本校が行った調査・対応と問題点

(1) 内容

- ・本校は、2021年2月19日、被害生徒、保護者と話し合い、要望を受けて調査を行うことにした。
- ・調査方法や内容については、学年主任が担任等と手探り状態で検討を進め、2月25日に1回目の聴き取り調査が実施された。聴き取り調査は、本校の複数の教諭が、被害生徒の在籍クラスの生徒から聴き取る方法で行われたが、担当教諭によっては、複数の生徒を同時に聴き取ったり、生徒に紙に書かせたり、教諭自身でメモを取ったりする等、教諭によって実施方法にはばらつきがあった。
- ・調査は2回、生徒によっては3回実施された。2回目以降の調査にあたっては、SSWからのアドバイスや、本校管理職とのやり取りを踏まえ、聴き取り項目が統一化され、調査方法もある程度は整理された。もっとも、調査結果の記録、保存については、担当した教諭によってばらつきがあった。

(2) 問題点

本校には、「いじめ防止基本方針」、「いじめ問題への対応マニュアル」、「いじめが背景に疑われる重大事態への対応マニュアル」といったマニュアルの存在は確認できたものの、学校が行う調査につき、調査

方法や対応方法について、具体的な手順等を定めたもの（マニュアル等）は確認できなかった。その結果、実際の調査については現場の教諭任せにされていた部分が多く、調査においては特に重要な初期調査（とりわけ1回目の調査）において、統一化された方法での調査や記録化がなされていなかった。調査は、生徒指導とは異なり、事実関係の正確な把握が求められる。そのため、例えば、複数の生徒を1人の教諭が聴き取りをするといった方法は、当該生徒の記憶通りの供述を聴取できているかにつき疑問が残る可能性があり、場合によっては調査内容に重大な疑義が生じる場合さえあることから、遅くとも調査を実施する前に検討、確認されるべきであったと考える。また、調査結果の残し方についても、教諭ごとにばらつきがあり、あまり記録を残していないものも見受けられた。

もっとも、調査方法について問題点は見受けられ、被害生徒の保護者の強い要望による面は否定できないものではあるが、本校の調査期間や検討期間、作成された「いじめ調査報告書」の内容からすれば、本校の調査から報告までは比較的迅速に行われたものと評価できる。

4 保護者への報告と問題点

(1) 内容

- ・2021年3月4日、副校長及び教頭と保護者との話の中で、保護者からの要望を受け、教頭は、本校が教育委員会に提出した書面を保護者に見せるという対応をした。その際、保護者は、この書面の中で、事実と異なる記載があることを指摘した。
- ・後日、保護者は、教育委員会を訪れ、教頭から見せられた書面について確認した。保護者が本校で確認した書面と、教育委員会に提出された書面とは同一内容のものであるはずのところ、実際には、これらの内容が異なるものであることが確認された。
- ・2021年3月19日、保護者が教頭に確認したところ、教頭は、実際に教育委員会へ提出した書面のうち、一部を削除・修正した後に保護者に見せた旨述べた。また、教頭は、教育委員会に書面を提出する際、実際には行っていないことを行ったとして記載して報告したことも確認された。

(2) 問題点

教頭は、書面の一部を削除・修正して保護者に見せるという対応をした理由につき、削除せずにそのまま見せれば、保護者から叱責されるかもしれないとか、状況がさらに悪化するのではないかと考えたという。

しかしながら、何よりもまず、学校において作成、保管される文書については、誰のどのような権限に基づき閲覧を可能とできるのか、閲覧可能な場合でも当該文書の閲覧範囲をどのように設定すべきか、閲覧にあたり必要な手続はどのようなものか、といった内容につき、規則等に従った対応が求められる。本件でも、保護者からの要望について、このような観点から、冷静な検討、対処が求められる場面であったにもかかわらず

ならず、このような検討等がなされていない。

しかも、閲覧にあたって、文書の内容を改変して見せるといふことは、いかなる理由であつてもあつてはならないことである。

また、本校が教育委員会に書面を提出するにあたり、教頭が担任によく確認しないままに記載した部分があり、情報共有が適切になされていなかった。

このような対応が、保護者の本校に対する不信をさらに強め、決定的なものとしたことは疑いようがない。

第6 結論（提言）

1 初期対応の重要性を再確認すること

本件では、2020年9月頃の初期段階において、例えば被害生徒と継続的に話をする等のフォローがなされていたり、被害生徒の具体的な内容につき、学年主任、担任、学年関係の教諭間で情報共有がなされ、複数の視点からのフォローがなされていれば、被害生徒の言動の真意にも注意深く気づくことができた可能性がある。そうすれば、その後の段階での対応が変わっていたはずである。そこで、今一度、初期対応の重要性を再確認する必要がある。

その際には、本校において、どのような対応が求められるかを具体的に検討し、事前に準備しておく必要がある。本校には、「いじめ防止基本方針」が定められ、「いじめへの対処」につき、「いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合には、本校「いじめ問題への対応マニュアル」に従い、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を行う。」とされている。しかし、「いじめ問題への対応マニュアル」は、全体的なフローチャートが記載されているものにすぎず、「初期対応」には、

- ・訴えてきた生徒の主張を第一に尊重し、すべて受け止め、迅速に対応する。
- ・いじめた側の生徒の考え・行為を正確に把握する。
- ・第三者より客観的な情報を収集し、事実の正確な把握をする。
- ・報告（担任→学年主任→生徒指導主事・人権教育主任→教頭→副校長→校長）

としか記載されておらず、これ以外に初期対応について定められているものは確認できなかった。

そこで、これまでの本校の対応として、「いじめ防止基本方針」や「いじめ問題への対応マニュアル」に則った対応がなされていたかを改めて点検するとともに、初期対応につき「いじめ問題への対応マニュアル」では不十分であることを踏まえ、具体的な対応方法について検討し、教諭間で連携して対応できる体制を改めて具体的に検討すべきである。

2 「いじめ防止基本方針」の内容を再確認すること

本校の「いじめ防止基本方針」には、「いじめはどの学校にも起こりう

る」という認識をすべての教職員が持ち、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、いじめではないかとの疑いをもって早い段階からの確に生徒に関わり、いじめを隠したり、軽視することなく、組織的に対応し、いじめの積極的な認知に努める、と記載されている。

上述した具体的な体制整備にあたっては、常日ごろから、すべての教員が疑いを持って早い段階からの確に生徒に関わることが大切であることを改めて意識する必要がある。

熊本県いじめ防止基本方針においても、「いじめに係る情報・・・調査・・・」（基本方針第2・2）を行う役割の設置が求められているところ、後述のとおり、本校において既存の組織でこの役割を適切に行っていた組織はない様子であり、いじめ防止対策会議もこのような設置役割との関係ではあまり機能していなかった様子が伺われたので、改めて、内容を再確認していただきたい。

3 まず情報共有を徹底すべきであること

本件では、被害生徒や保護者からの訴えや、被害生徒の状況につき、情報共有がうまくいっていないところがあった。2020年は新型コロナウイルス感染症が広まり始めた年であり、学校にとってもかつてない対応を迫られた状況であったことや、被害生徒の在籍した当時の学年には、様々な問題が複数同時に発生していたといった事情も窺われた。そのため、学年主任等の一部の教諭に過剰な負担がかかっていたようである。

もっとも、そのような状態であればなおさら、これまでの対応ですべてうまくいくはずがないという前提のもとに、生徒の誰一人も取りこぼさないようなチーム体制の整備、機動性の確保が必要であったはずである。

また、本件において、学年主任には被害生徒のクラス関係について情報共有がなされておらず、第2回いじめ防止対策会議において、学年主任が内容を初めて知ったということであった。また、同会議において、被害生徒については、いじめであるとの確認がなされているにもかかわらず、その後速やかに具体的な対応がなされた様子はいかがわれない。被害生徒につき、情報の共有がうまく機能していなかったことは、本件の発生においては大きな要因である。また、継続的なフォローアップがなされていれば、被害生徒の欠席や転校、精神疾患を発症したとされるような心身への深刻な影響を防ぐことができた可能性は否定できない。

4 情報共有の徹底のもとに、本校の体制を再度検討すべきであること

例えば、いじめ防止対策会議といった会議においては、いじめ（が疑われる）と確認された生徒については、現状の把握、情報の共有はもちろんのこと、形式的な確認に終始することなく、管理職のリーダーシップのもとに、会議後のフォローアップ等の方針、具体的な対応後の検証といった、継続的な対応について具体的な協議を行う場として頂きたい。また、会議後のフォローアップを含めた、継続的な対応を絶えず具体的に検討する機

会を設けることを検討し（例えば、学年会等の会議で、いじめ（が疑われる）と確認された生徒について継続的なケース会議を行う、といったことが考えられる。）、このような機会・会議を通して、教諭間の連携が絶えず機能し続ける体制の整備を意識して構築して頂きたい。そして、特に会議に参加する教諭は、そのようなケース会議の場であることを特に意識して会議に参加していただきたい。

このように、教員の連携等のこれまでの体制について批判的に検討し、情報共有の在り方についても検証して、実効性のある体制を絶えず構築すべきである。

5 調査の重要性を認識し、具体的な手順等を定めて確認しておくこと

本件において本校が行った調査、報告までの経過を見ると、調査方法や内容について手探り状態で検討され、調査が実施されていた。実施方法について、教諭間によってばらつきがあり、調査結果の記録状況についてもばらつきがあった。

生徒に対する聴き取り調査についても、初回の調査開始時に、教諭間での情報共有がうまくいっていない部分があったようであり、調査にあたった教諭が右往左往している様子うかがえた。教諭の労力が、調査結果に無駄なく結びついていない面があった可能性も否定できない。

そもそも、事実確認を行うという、調査の目的がうまく共有、意識できないままに調査が実施されたのではないかということも考えられる。

学校は、本件のような聴き取り調査等の調査がいつ必要となってもおかしくない。調査は生徒指導とは異なるものであり、調査の趣旨、目的の設定、具体的な調査手順、注意事項等を事前に確認し、教職員で事前に共有しておくべきである。

また、本件では、調査は、すべて本校の教諭によって実施されている。調査の迅速性の観点や、教諭と生徒との関係性から、初期調査をすべて教諭が行う方法は、選択肢としては考えられ、この方法自体は否定されるものではない。しかし、本件のような局面での聴き取り調査は、調査の迅速性が求められつつも、事実関係を正確に確認する必要性も高い場面であることからすれば、SSW等の第三者と協同した調査を実施すべきであり、少なくとも、第三者の同席の上での調査を実施できないかを検討すべきである。その際は、事後的な検証の観点からも、第三者の同席での調査を検討したか、第三者の同席を求めないのであれば、そのように検討した経緯を確認し、記録しておくことが望まれる。

また、調査結果の記録の残し方についても、事前に具体的な手順を確認し、万が一問題等が発生した場合には、速やかに検証できるようにしておくことが求められる。

6 より柔軟な組織の設置、活用等について検討すること

- (1) いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号並びに熊本県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び重大事態への対処に関する

規則第5条及び第6条に基づく、学校を調査主体とする「学校いじめ調査委員会」においては、いじめの事実関係の確認の調査はもちろんのこと、これにとどまらず、その後の学校の対応に関する問題点、これらを踏まえた提言（再発防止策）を具体的に検討しており、一定の結論に到達するためには、相当程度の時間を必要とすることは避けられない（もっとも、この問題は、人的体制の整備の問題や、予算措置の問題も絡むものであり、多岐にわたる問題を含むものであるため、当委員会では将来的には検討してもらいたい問題ではあると考える。）。

本件においても、いじめの事実関係の確認だけではなく、その後の本校の対応も問題があった。調査委員会としては、これらの点の調査、検討を経ることなく、調査委員会として結論を出すことは不可能であったと考えており、そのためにも相当程度の時間が必要であった。

- (2) 本件のように、在学中の生徒が、いじめにより欠席、転校を余儀なくされた事案において、調査にあたっては、在校生の聴き取りが必要不可欠であり、迅速な調査が求められる。他方で、調査にあたっては、被害生徒はもちろんのこと、関係する在校生についても、生徒指導や生徒の心理的なケアの観点等、様々な面に配慮することも大切である。

迅速な調査・検討と生徒への配慮との両立を考えたとき、本件のように、学校がこれらのすべてを学校のみにおいて行うことは、学校の負担が大きくなりすぎることになり、却って迅速な調査・検討も生徒への配慮も疎かになってしまうのではないかと危惧するものである。

- (3) そこで、例えば、学校がいじめの事実関係の確認や調査を実施する場面においては、例えば調査のみを行う限定的な組織を迅速に設置して調査を行い、学校は、その調査内容・結果を踏まえて、教育的観点からの指導・心理的なケア等を行う、といったように調査と指導等とを分ける方法が考えられるところである。

このような観点から、迅速に調査を実施できるような組織を設置できるようにする等、より柔軟な組織の設置形態ができる制度を検討すべきである。

教育委員会においては、上述1～6について、学校だけでなく教育委員会の立場からも検討いただくとともに、より柔軟な組織の設置、活用、についての制度化についても検討して頂きたい。

以上